



豊橋市生殖補助医療治療費補助金について

不妊治療のうち、保険診療で行う生殖補助医療に要する費用の一部を補助します。
(令和7年4月1日以降に開始した治療が対象です)

補助対象

○対象者：以下のすべての要件を満たす方

- ① 夫婦（事実婚を含む）
- ② 夫または妻の一方または双方が豊橋市に住所がある方
- ③ 保険診療で生殖補助医療を受けられた方
- ④ 治療開始時の妻の年齢が43歳未満の方
治療開始時…主治医が治療計画を作成した日
- ⑤ 申請する治療について、豊橋市以外の自治体から同種の助成を受けていないこと

○治療内容：胚移植を伴う生殖補助医療（体外受精・顕微授精）で、主治医が治療計画を作成した日から妊娠の確認に至るまでの一連の治療（保険診療および保険診療と併用可能な先進医療に限る）

○補助回数：1子ごとに6回まで（40歳未満^{*1}）
1子ごとに3回まで（40歳以上43歳未満^{*1}）
^{*1}初めての治療開始時点の妻の年齢

補助額

○自己負担額のうち初回の治療は1.5万円、2回目以降の治療は3万円を限度に補助
(高額療養費等の補助を除いた額)

・マイナ保険証を医療機関へ提示し「限度額情報の表示」に同意するか、「限度額適用認定証」を提示して医療機関を受診してください。

申請期日

○治療が終了した日から半年以内

※期日が土日祝日および年末年始の場合は前開庁日まで



◆補助金の交付を希望する方は、必要な書類を添えて申請が必要です。

こども保健課窓口での配布、またはホームページからのダウンロードをご利用ください。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/4959.htm>



相談窓口のご案内

豊橋市では不妊や不育についての相談に応じています。
補助金の制度だけでなく、お気軽にご相談ください。

不妊・不育専門相談 ☎39-9160

(こども保健課内)

